**読書ノート　その24**

2018年12月20日　小林

1. **鑢(ﾀﾀﾗ)幹八郎「恥と意地　日本人の心理構造」(講談社現代新書、1998年)**
* 1934年生れ、心理学者、京大院博士、広島大教育学部教授。
* 著者は、「菊と刀」を高く評価している。 (1)感情を抑えた相対論的な姿勢で中立的に書かれている、当時の米国では日本に対して中傷が満ちていたのに。ちなみに、「菊と刀」は1944年研究着手46年出版。(2)敵国に関する研究なのに50年以上たった今日見ても見事な学術的価値を有している。
* 日本人は、恥をかかないように振る舞うとともに他人に恥をかかせないように振る舞う。これが人と人のあいだの指導原理になっている。さらに、恥をかいたとき・恥をかかないために、意地をはる・我慢するということがある。「武士は食わねど高楊枝」。恥をかかされたら、見返してやろうと我慢してガンバル。これも意地。恥と意地は表裏の関係にあり、日本は恥の文化と同時に意地の文化でもある。
* まず、恥の意識はどのように誕生し、どのように成長していくのか。人格の発達・形成には母子関係が大切。幼児期には信頼感・自律性・自発性が形成される。母親から離れようとし自分らしさが芽ばえる。この時期には母親の要求と幼児の要求がぶつかり合う。そこで、しつけがおこなわれる。つまり、母親等が一つの枠にはめ込む・母親等の思いに従わせるということ。今まですきにやってきた幼児にとって、外からの心理的な圧力を受け入れることは、劇的な変化である。これを受け入れるためには、母親等にたいして信頼感がなければならない。信頼感があるから不愉快な心理的圧力を受け入れることができる。
* しつけは、外からの制限を自分の心の中に内在化させること。内在化されれば、外からの制限がなくても社会的に受け入れられる行動ができるようになる。これが自律性。
* 幼児期は内在化が不十分、そうすると外的な力が必要であり、母親等がこの役割を担う。つまり、母親等を自分の代理自我とし、この代理自我から与えられる制限を受け入れるための心の体制を作り上げてしまう。たとえば、母親が電車内でさわぐ我が子に「隣のオジサンに怒られるから静かにしなさい」と注意する。これは、母親自身しつけが内在化されておらず、かつ我が子にもしつけを内在化させようと努力していない。
* わが身をふりかえって、「先生からしかられる」「友達から笑われる」等々だから「してはいけない」という外的な制限をしばしば口にするのではないか。これは、周囲の価値判断に自分を合わせること。つまり、対人関係の受け身性。日本人はこの傾向が強い。
* 日本人の恥の感情は、この対人関係の受け身性から発生している。すなわち、周囲の意向を優先し自己の体面を維持するため、自己の意向を抑える。→その結果、周囲の意向に支配される。→抑制された自己の意向を周囲が受け止めてくれることを期待する。→この期待がかなわないと怒りが生まれるが外には出さない。→予期に反してこの怒りの抑圧がはずれて対人関係のルールからはずれた行動が発現・隠された自我内容が発現する。→強い恥の感覚が発生する。
* 恥の感覚が発生すると、意地を張って、言い訳をする・自己の言動を合理化する・周囲を攻撃する・元々なかったものと否認する等の行動をとる。
* 次に、意地とは何か。四つの分類あり。(1)こだわりと怒りの意地－相手への怒りから意地悪をし続ける、たとえば米国映画「ローズ家の戦争」(夫婦間のいさかいがエスカレートし、最後にある事故で夫婦ともに死ぬが、死の直前に夫が伸ばしてきた手を妻が邪険に振り払い拒絶する。妻役は「奥さまは魔女」のサマンサ)、(2)名誉を重んじる意地－自己等の名誉を守るため名誉を傷つけた相手に戦いを挑む、たとえば森鴎外「阿部一族」、(3)名誉回復のための意地－しきたり・慣習等で自己等の名誉回復が求められている場合にそれに従って行動する、たとえば「曽我兄弟の仇討ち」、(4)自尊心の傷つきからくる意地－恥をかかされたのでその償いを求めて意地をとおす、たとえば「忠臣蔵」の仇討。
* (1) を除き、(2)から(4)の意地は日本人の美意識になっている。
1. **佐藤忠男「忠臣蔵－意地の系譜」(朝日選書、1976年12月)**
* 1930年生れ、海軍飛行予科練卒、映画評論家、著書100冊以上！、日本映画大学学長、紫綬褒章、韓国文化勲章、レジオンドヌール勲章、その他受賞
* 本書は、上記「恥と意地・・・」で優れた学術的価値ありと評価されていたもの。以下は要点のみ。
* 忠臣蔵＝赤穂浪士の討ち入りは、論理を超えた「意地」を主題にした物語だからこそ江戸時代にも現代にも受け入れられている。苦境に耐え忍んで意地を貫く者に日本人は共感する。
* 忠臣蔵のストーリー:勅使饗応役を仰せつかった赤穂五万三千石・浅野内匠頭は、付け届けが少ないと典礼指導役の高家筆頭・吉良上野介に意地悪され恥をかかされた。恥をすすぐため松の廊下で**意地で**上野介斬殺を図るが、これは遂げられず、浅野家は取り潰し・内匠頭は切腹、上野介は無罪となった。残された家臣のお家再興の嘆願はかなわず、これでは主君の無念を晴らすことはできない。**意地になった**浪士面々は、雪が降りしきる12月14日の深夜、本所吉良邸へ討ち入り本懐を遂げる。これに対する幕府のお裁きは名誉の切腹、浅野家の名誉は回復され、めでたしめでたし(桜が散る中での切腹シーン)。
* 著者は、赤穂浪士の切腹を主君の霊と合体するための儀式ととらえ、日本に祖霊崇拝という精神的土壌があったればこそ、忠臣蔵が成立したのであろうと言う。
* さらに、この忠臣蔵が繰り返し演じられることで国民的な「神話」になり、日本人は忠臣蔵をとおして「意地をはる」というコミュニケーションのし方を発展させてきたと言う。
* すなわち、抑圧・差別・疎外された者は、それに抗議し抵抗するよりも、「いまに見ていろ」と意地をはって努力すれば、いつの日にか世間を見返すことができるということが共通のよりどころとなった。
* 著者は、福沢諭吉の論文「痩せ我慢の説」(1891年)を高く評価している。この論文は、元幕臣の勝海舟と榎本武揚の明治政府での高官就任を批判したもの。福沢は、弱者は強者に弱みを見せてはいけないということを情熱的に主張し、個人の出処進退から国家にたいする愛国心についての考え方にまで一貫する原則としてこれを体系づけている。勝と榎本にたいして、意地をとおして痩せ我慢するのが旧幕臣の美学だと批判している。(ちなみに、勝:参議、海軍卿、元老院議官、枢密顧問官、伯爵。榎本:逓信・文部・外務・農商務各大臣、子爵)
* 著者は、三島由紀夫の切腹というセンセーショナルな自殺方法も自分の主張が受け入れられないことに対する意地から出た行為ではないかと言う。
* また、ハル・ノートを突き付けられて真珠湾奇襲の挙に出た日本帝国もそれを受諾する恥を回避するため意地になってのことだったのであろうと言う。だから、当時の日本人は拍手喝采を送った。
* 当時少年兵であった記憶として、終戦後、米軍進駐が何の抵抗もなく進んだのは、意地で始めた戦争だったからではないか。つまり、徹底的に負けたことで、ある程度意地をはりとおすことができたので、負けた後はさっぱりと軍国主義を脱ぎ捨てることができたのではないか。意地をはりとおすとその後は自己満足できるのではないか。
1. **和辻哲郎「科學的價値に對する疑問」（民族學研究14巻4号、1950年5月）**
* 1889年～1969年、東大卒、東洋大講師、法政大教授、京大教授、東大教授、その他。
* 本論文は、学会誌の「菊と刀」特集に掲載された書評。題名のとおり「菊と刀」を全否定している。
* まず、冒頭部分が書評として異常。すなわち、当時学会誌の編集委員だった石田英一郎氏[[1]](#footnote-1)のすすめがあったので気が進まないながら「菊と刀」を読んだとの経緯がえんえんと語られ、「読みはじめて・・・非常に後悔致しました」と怨みの言葉が記され、結論として「学問的な価値だけはない」と言い、さらには石田氏にたいして「どういう点にこの書の学問的価値を認められるのかを・・・知りたいと思うのであります。わたくしには貴君に対してそれを要求する権利がある・・・」と、ケンカ腰で冒頭を締めくくっている。(品がない)
* そして、和辻は本題に入るが、ここで「学問的な価値だけはない」との結論に至った理由を述べています。すなわち、和辻は、ベネディクトが結論として「菊と刀」で述べた事がらすべてに対し「さういふ結論を不可能にするだけの同數の反對のデータを、容易に並べることが出來るでせう。」というのであった。
* 以下において、和辻の具体的な批判点を六点採りあげるが、すべて的外れであり、和辻は、(1)「菊と刀」を全部読まずに誤解にもとづきこの書評を書いたことがほぼ明らか、(2)文章全体において感情的・攻撃的になっていることが明らに感じられる。いずれも人間として書評を書く態度から逸脱している。私は、和辻哲郎にたいし「人間的價値に對する疑問」を感じました。
* **論文中の①について**
* 第二章は「戦時下の日本人」という題名で、戦時下の日本軍人・一般人は、極度の精神主義に陥っていこと等々欧米とは異なる考え方をしていたことが多くの事例をあげて描かれている。ほんの一部だけ例示すれば、(1)日本人は階層・上下関係に高い価値を置いており、戦争を正当化するための大東亜共栄圏の考え方にもこれを持ち込み、「おのおのがその所を得る」必要からアジアからの欧米勢力の排除を主張した、(2)米国との戦争について、軍人だけでなく政治家までもが「日本人の精神力信仰がアメリカ人の物質崇拝とぶつかり合っているのだ」あるいは「物質的な力は必ず負ける」などなど精神力を極端に強調した、(3)政府は、食糧不足で寒さに震える国民にたいし体操をすれば食料に代わる活力源を得られると体操を奨励した、(4)欧米では戦死者数と投降者数のあいだにはほぼ1対4(損耗率20%)の法則があるが、日本軍の場合120対1(損耗率ほぼ100%)であり、投降する兵士はほぼゼロ。
* この第二章「戦時下の日本人」の中に、「南京大虐殺」との言葉は出てこないし、それに触れた部分もない。ただし、「残虐行為」「捕虜虐待」については、以下のように二か所で触れています。

(1)第二章で「とはいえ、わたしは、捕虜収容時においておこなわれた暴力行為や度を越した虐待行為を免責するつもりはない。そのような行為と、文化の習慣の帰結である行為とを区別しているだけである。」という部分でサラリと触れている。しかも下線部分では、ベネディクトは、「そのような行為」＝「暴力行為や度を越した虐待行為」を「文化の習慣の帰結である行為」と区別すべきだと言っており、「暴力行為や度を越した虐待行為」からただちに日本の文化を導き出すべきでないとまで言っている。

(2)第十三章「敗戦後の日本人」で「(米国の植民地であった)フィリピンを占領していた数年間、日本人は破壊と残虐ぶりをほしいままにした。」とあるが、これに続けてベネディクトは、いくつかの事実をあげて日本人を弁護している。①米国の排日移民法等の対日政策が日本人への侮辱と受けとられていて、日本人は侮辱にたいして強い反発を示す国民であること、②米国人の有色人種差別への反感があったこと。（ベネディクトが、米国人の有色人種差別を肯定しているのは驚き。）

* さらに、第二章でベネディクトは、捕虜の身でありながら笑顔を見せる米軍投降者にたいして日本人看守がつらくあたるのは、日本人の感覚として、恥ずべき存在である投降者が笑うことへの反感があるからだとの趣旨のことを言い、日本人看守による「暴力行為や度を越した虐待行為」を文化の違いから来たことだと弁護する姿勢を見せている。
* さらに、ほかの部分でベネディクトは、「強行軍をしいられたり、すしづめの輸送船に乗せられたりすることは、日本兵にとっては日常茶飯事であった。」と言い、米国人捕虜が置かれた劣悪な状況も日本兵自身が置かれていた状況と大差ないと日本を弁護するような姿勢を見せている。いったい、和辻は何を勘違いしたのだろうか？
* 我推測するに、和辻は「戦時慣例は、・・・日本人の眼中には存在しなかった」を「戦時に適用される国際慣習法を日本人は無視した」と誤解して、反射的に「南京大虐殺」や「捕虜虐待」のことを言っているものと早とちりしたのではないか。なお、ここで言う「戦時慣例」は、第二章以下を読めば、「戦時における常識的な振る舞い・おこない」とでも理解すればよいことが分かる。
* なお、乃木大将がロシアの降将ステッセルを優遇したことは、第十三章に詳しく述べられており、日本人は敵であっても、日本を侮辱しなかった敵には礼儀正しく対応すると言っています。なぜ、和辻は「菊と刀」に書いてあることをわざわざここで繰り返したのか？　読んでなかった？
* **論文中の②について**
* 日本軍の無降伏主義について、和辻は鎌倉時代に源頼朝に降伏した熊谷直実の事例をあげて反論しているが、ベネディクトは「戦時下の日本人」はこうだったと単に事実を述べているだけなので、鎌倉時代の熊谷直実をいくら採りあげても意味がない。的外れ。
* しかもベネディクトは、なぜ無降伏主義になったかを、日本軍の極端な精神主義と名誉を守るための結果として出てきたものだと説明している。「生きて捕囚の辱めを受けず」はまさに日本兵としての名誉を守れという訓示であり、ベネディクトの分析は的を射ていると思う。
* **論文中の③について**
* 和辻は、「(ベネディクトは)軍部のイデオロギーをほとんど無批判的に使っている」として、「階層制度に對する信仰」や「精神力で物質力に勝つ」等々の考え方は単なる軍部のイデオロギーであり日本文化を表すものではないと言う。しかしながら、第二章は「戦時下の日本人」という題名で、戦時下の日本軍人・一般人の考え方を単に描いた部分であり、ベネディクトはここから「日本の文化はこうだ」というような結論的なことは言っていない。的外れな批判というほかない。
* しかも、「階層制度に對する信仰」は、第三章を読めばわかるが、上下関係の重視を意味しており、ベネディクトは中根千枝の「タテ社会の人間関係」（1967年）よりも20年以上早い時点で日本文化の本質に気づいていたとして他の学者は評価している。この時点では和辻は、「タテ社会の人間関係」を知らないのはやむをえないが、上下関係の重視を「軍部のイデオロギー」だとひと言で片づける姿勢は、唖然とするばかりです。
* ベネディクトはこの「階層制度＝上下関係に對する信仰」という日本人の考え方を、「大東亜共栄圏における新秩序の建設」という日本帝国の国策の中にも見たわけであり、彼女の洞察力はすばらしいと思う。ちなみに、「新秩序」とは、アジアから欧米諸国を排除し、日本民族を頂点として他のアジア民族を被支配民族とするヒエラルキー、つまり、上下関係による秩序のこと。
* **論文中の④について**
* 和辻は、精神主義発生の原因を単に軍備が「望み通り手に入らないための」痩せ我慢だと言う。あまりにもシロウト的な分析で唖然とする。
* たとえば、日中戦争の前年・日米開戦の約6年も前に起こった二・二六事件の首謀者たち(皇道派の青年将校たち) が精神主義的であったことは「決起趣意書」を見れば明らか。彼らも欲しい軍備が手に入らないための痩せ我慢が原因で精神主義になったというのだろうか。この時点ではまだ軍備不足のため痩せ我慢する状況になかったはず。
* 持たざる者が痩せ我慢で精神主義になるなら、外国の反政府勢力・植民地解放勢力も精神主義になるということ。そんなバカな！
* **論文中の⑤について**
* 和辻は、ベネディクトの言う「階層制度に對する信頼」などというものには、還暦の年になるまでほとんどお目にかかったことはないと、当時の青少年は自己の階層を抜け出し上昇しようと努力していたことを述べて反論している。これはベネディクトの言う「階層制度に對する信頼」の意味を「自己の属する階級に安住する意識」と誤解している的外れの反論です。
* ベネディクトは、日本人はどこにでも上下関係を持ち込み、その上下関係により秩序を作り上げる、ということを言っている。たとえば、ベネディクトは日本語の敬語を採りあげて対人関係を上下関係で秩序づけていると言い、あるいは、家族という集団を家長を頂点とする上下関係で秩序づけていると言い、さらには、「大東亜共栄圏の新秩序」という国際関係も上下関係で秩序づけようとしていると言っている。このことを「階層制度に對する信頼」と言っています。ところが、和辻はこれを「自己の属する階級に安住する意識」＝上昇志向のない日本人の意味に誤解している。和辻はいったい何を読んだのだろうか？
* **論文中の⑥について**
* 第三章「応分の場を占めること」において、ベネディクトは日本の家長制度についての典型的な事例をあげて家長の権限は強かったと説明しているが、これにたいし和辻は、「當時の靑年たちの大部分は自分の意志で職業を選び、妻を選びました。」と反論し、ベネディクトの説明を否定している。和辻はこのベネディクトの不当な説明に「ただあっけに取られるほかはありません。」と言っている。
* ところが、和辻の反論と同趣旨のことは、ベネディクトも明確に書いています。実際は家長の権限は弱かった／逆に妻・子どもの権限がかなり認められていたという事例が明確に述べられている。和辻は、これを読まなかったのだろうか。私も、「ただあっけに取られるほかはありません。」。
* たとえば、(1) 「・・・親族会議(での)・・・決定に至るプロセスには、格の低い者も全員関与する。家長の弟や妻も、評決を左右することがある。家長は、親族会議の意見を無視して行動すると、厄介なことを抱え込むことになる。」、(2) 「家庭生活において、日本人は専制的権威を良しとする姿勢を学習することはない。権威に唯々諾々と従う習慣を身に付けることもない。」
* このようにベネディクトは、日本の家長制度について典型的な事例とその典型例に反する事例双方を記述したうえで、本書の目的を次のように述べている。「以上、日本の家庭の実態について述べたが、・・・アメリカ人には十分にのみ込めない部分もある。それは、日本の家庭にゆるぎない情緒的きずながあり、・・・非常に強い連帯意識がある。日本人は、そのような連帯感をどのようにはぐくむのであろうか。本書の主題の一つはここにある。」。
* すなわち、ベネディクトの意味するところは、家長は権限をふりかざして家族に命令するわけではなく、家族との「情緒的きずな」と「非常に強い連帯意識」にもとづいて家族という集団を運営していると言っています。日本の家長制度の本質を「きずな」と「連帯意識」ととらえたベネディクトの視点はすばらしいと思う。和辻の書評全体に意図的なものを感じる。
* 蛇足ではありますが、この書評は「和辻哲郎全集」(岩波書店、1961-63年)には収録されていない。この全集は和辻の死後に出版されたが、もしかすると編集者が和辻の汚名になると思い、この書評をボツにしたのではないだろうか。なお、柳田國男の書評も津田宗吉の書評も彼らの「全集」に収録されている。

以上

1. 石田英一郎は文化人類学者、当時東大教授。1903年に男爵家の長男として生れ、京大経済中退、1925年にマルクス主義思想の弾圧を企図する京都学連事件で不敬罪、1928年に治安維持法違反で1934年まで入獄、1937年ウィーン大留学、戦後法政大教授、東大教授、多摩美術大学長等。 [↑](#footnote-ref-1)